三　損害保険契約等に係る巨大災害リスク　第五十二条に規定する基準

（市場リスクに対するリスク削減手法の更新）

第五十一条　市場リスクに対するリスク削減手法の更新は、第四十九条第二項に規定するリスク削減手法であって、次の各号に掲げる基準の全てを満たす場合（次項に規定する場合を除く。）に、その効果を考慮することができる。

一　更新前のリスク削減手法を満期時に同様の手法で更新することが計画され、かつ、実際にリスク削減手法を更新する蓋然性が高いこと。

二　従前の事業慣行及び文書化された事業戦略と整合的であること。

三　為替リスク及び株式リスクに対するリスク削減手法の場合は一月、為替リスク及び株式リスク以外に対するリスク削減手法の場合（次号に掲げる場合を除く。）は三月より高頻度で行われないこと。

四　為替リスク及び株式リスクに対するリスク削減手法の更新が三月よりも高頻度で行われる場合には、次のイ及びロに掲げる基準の全てを満たすものであること。

イ　当該リスク削減手法に係る市場が関連する年限において十分な流動性を有すること。

ロ　三月より低頻度で更新されるものと比較して、著しく大きなリスクをもたらさないこと。

五　異なる市場環境下での市場流動性の欠如により、リスク削減手法の更新が不可能となるリスクが重要でないこと。

六　更新前のリスク削減手法と比較して、ベーシス・リスク又はオペレーショナル・リスクの増加が重要でないこと。

七　保険会社等によって制御することができない将来事象を条件としないこと。

八　保険会社等によって制御することができる将来事象を条件とする場合には、第二号の文書化された事業戦略の中で当該条件が明確に記載されていること。

九　リスク削減手法の利用可能性に照らして、当該リスク削減手法の更新が現実的であること。

十　基準日から十二月以内に生じ得る全ての合理的に予測可能な状況において、深みのある流動性の高い市場を通じて、リスク削減手法の更新が可能であると判断することができること。

２　前項第一号から第九号までの基準の全てを満たし、かつ、同項第十号の基準を満たさない市場リスクに対するリスク削減手法の更新にあっては、前条第一項第六号において、当該更新によるリスク削減手法のエクスポージャーの限度額を更新前のリスク削減手法のエクスポージャーの80％としてリスク削減手法の効果を認識するものとする。

（損害保険リスクの保険料リスク及び損害保険契約等に係る巨大災害リスクに対するリスク削減手法の更新の基準）

第五十二条　損害保険リスクの保険料リスク及び損害保険契約等に係る巨大災害リスクに対するリスク削減手法の更新は、第四十九条第一項各号に掲げる基準の全てを満たすリスク削減手法であって、前条第一項第一号、第二号及び第九号に掲げる基準の全てを満たす場合に、その効果を考慮することができる。

（地理的区分）

第五十三条　この章において用いる地理的区分は次の各号に掲げるものとする。

一　欧州経済領域（EEA）等（欧州経済領域（EEA）加盟国、英国及びスイスをいう。別表六において同じ。）

二　アメリカ合衆国及びカナダ

三　中国（中華人民共和国及びマカオ特別行政区をいう。別表六において同じ。）

四　日本

五　その他先進国市場（オーストラリア、ニュージーランド、イスラエル、サンマリノ、大韓民国、シンガポール、台湾及び香港特別行政区をいう。）

六　その他新興市場（前各号に含まれない国又は地域をいう。別表六において同じ。）

２　前項の地理的区分に係る分類は、保険契約に基づき判断するものとする。ただし、保険契約に基づき判断することができない場合には、当該保険契約を引き受けた保険会社等の所在地に基づき判断するものとする。

第二節　生命保険リスク

第一款　総則

（生命保険リスクの額）

第五十四条　第四十五条第一項第一号イ⑴に掲げる生命保険リスクの額は、生命保険契約等における次の各号に掲げる額を基礎として第八款に規定する統合方法により計算した額とする。

一　死亡リスクの額

二　長寿リスクの額

三　罹患及び障害リスクの額

四　解約及び失効リスクの額

五　経費リスクの額

（生命保険リスクの計算単位）

第五十五条　前条各号に掲げる額の計算は、同質なリスクグループの単位で行うものとする。

２　前項に規定する同質なリスクグループは、必要に応じて、次の各号に掲げるものを考慮した同様のリスク特性を有する保険契約の集合とする。

一　保険引受方針

二　保険金等の支払パターン